

熊本県公報

第 1 1 3 9 6 号
平成 18 年 4 月 19 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 指定通所介護事業所に対する処分……………(高齢者支援総室) 1
- 指定居宅介護支援事業所に対する処分……………(") 1
- あらたに生じた土地の確認及びこれに係る字の区域の決定……………(市町村総室) 2
- 定数漁業の許可及び起業認可申請に係る公示……………(水産振興課) 2
- 身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師指定……………(障害者支援総室) 2
- 身体障害者福祉法第 19 条の 2 第 1 項に規定する医療機関指定……………(") 2

公 告

- 基本測量の終了……………(監 理 課) 3
- 基本測量の実施……………(") 3
- 基本測量の終了……………(") 3
- 開発行為工事完了……………(建 築 課) 3
- "……………(") 3
- 特定非営利活動法人の設立認証申請……………(男女共同参画・パートナーシップ推進課) 4
- "……………(") 4
- 地籍調査成果の認証……………(農村整備課) 4
- 宅地建物取引業法の規定に基づく監督処分……………(建 築 課) 5
- 工業技術センターインターネット接続サービスの調達……………(工業技術センター) 6
- 定数変更認可……………(農村計画・技術管理課) 8
- 土地改良事業計画変更……………(") 8

登 載 依 頼

- 熊本県教育情報化推進事業に係る普通教室用コンピュータ及び関連機器の借入れに関する一般競争入札参加資格等……………(教育政策課) 8
- 熊本県教育情報化推進事業に係る普通教室用コンピュータ及び関連機器の借入れに関する一般競争入札の実施……………(") 9
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………(人事委員会) 11
- 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………(") 12

正 誤

- 平成 18 年 3 月 27 日付け熊本県公告第 233 号 (富合農業振興地域の区域の変更) 中……………(農林水産政策課) 13

告 示

熊本県告示第 456 号
介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 77 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所の指定を次のとおり取り消した。
平成 18 年 4 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	取消年月日
みずき苑デイサービス 熊本市龍田五丁目 12 番 1 号	有限会社キョーシン福祉会	平成 18 年 3 月 31 日

熊本県告示第 457 号
介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 84 条第 1 項の規定により居宅介護支援事業所の指定を次のとおり取り消した。
平成 18 年 4 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	取消年月日
キョーシン居宅介護支援センター 熊本市龍田五丁目 12 番 1 号	有限会社キョーシン福祉会	平成 18 年 3 月 31 日

熊本県告示第 458 号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり決定した旨荒尾市長から届出があった。

平成 18 年 4 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

あらたに生じた土地	編入する字
荒尾市大島字新四ツ山 1731、1733 及び 1734 地先公有水面埋立地 6,937.35 平方メートル	大島字新四ツ山
荒尾市大島字新四ツ山 1734 地先公有水面埋立地 85,077.89 平方メートル	大島字新四ツ山

熊本県告示第 459 号

熊本県漁業調整規則（昭和 40 年熊本県規則第 18 号の 2）第 8 条第 3 項及び第 21 条第 3 項の規定に基づき、許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。

平成 18 年 4 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 許可又は起業の認可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁業名称	漁業種類	操業区域
小型機船底びき網漁業	手繰第 2 種漁業えびこぎ網漁業	天草海
吾智網漁業	吾智網漁業	不知火海
流し網漁業	中目流し網漁業	不知火海
流し網漁業	えび流し網漁業	不知火海

2 申請期間

平成 18 年 4 月 19 日から平成 18 年 4 月 27 日まで

熊本県告示第 460 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成 18 年 4 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

診療科目	医師氏名	指定年月日	医療機関及びその所在地
内科	土山 哲生	平成 18 年 3 月 31 日	阿蘇温泉病院 阿蘇市内牧 1153 番地 1
循環器科	定永 恒明	平成 18 年 3 月 31 日	健康保険八代総合病院 八代市松江城町 2 番 26 号
呼吸器科	土山 哲生	平成 18 年 1 月 1 日	阿蘇温泉病院 阿蘇市内牧 1153 番地 1

熊本県告示第 461 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 19 条の 2 第 1 項に規定する医療機関を次のとおり指定した。

平成 18 年 4 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

医療機関名	所在地	担当すべき医療の種類	指定年月日
アスリード薬局	阿蘇市黒川字堂床 1499 番地 9	調剤	平成 18 年 3 月 31 日
(有) 福永薬局	宇土市本町六丁目 24 番地	調剤	平成 18 年 3 月 31 日
福永調剤薬局三丁目店	宇土市本町三丁目 18 番地	調剤	平成 18 年 3 月 31 日

ひご薬局多良木店	球磨郡多良木町字下迫田 965 番地 1	調剤	平成 18 年 3 月 31 日
DI 薬局大津店	菊池郡大津町室 925 番地 5	調剤	平成 18 年 3 月 31 日
訪問看護ステーション ひまわり	菊池郡菊陽町曲手 760 番地	訪問看護・老人 看護	平成 18 年 3 月 31 日

公 告

熊本県公告第 314 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。
平成 18 年 4 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（1：25,000 地形図修正 測量）	平成 17 年 4 月 5 日から 平成 18 年 3 月 24 日まで	熊本県内全域

熊本県公告第 315 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。
平成 18 年 4 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（1：25,000 地形図修正 測量）	平成 18 年 4 月 20 日から 平成 19 年 3 月 23 日まで	熊本県内全域

熊本県公告第 316 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。
平成 18 年 4 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（2500 レベル GIS 基盤 情報修正作業）	平成 17 年 8 月 15 日から 平成 18 年 3 月 31 日まで	宇城市

熊本県公告第 317 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。
平成 18 年 4 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上仲間字上川原 889 番 6
496.31 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上益城郡嘉島町大字上仲間 780 番地 2
成松 百合子

熊本県公告第 318 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。
平成 18 年 4 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字小園 162 番 1 の一部

- 200.95 平方メートル
 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 合志市豊岡 158 番地
 柳瀬 たみ子

熊本県公告第 319 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 4 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 4 月 3 日
- 2 名称
NPO 法人川尻まちづくりセンター
- 3 代表者の氏名
吉村 圭四郎
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市川尻四丁目 6 番 28 号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、熊本市川尻校区を中心に、町づくり川づくりのサポートを行うと共に、観光ネットワーク支援事業等を行い、地域振興・伝統工芸産業等の伝承と振興に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 320 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 4 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 4 月 4 日
- 2 名称
特定非営利活動法人山鹿きぼうの家
- 3 代表者の氏名
津田 史朗
- 4 主たる事務所の所在地
山鹿市古閑 1160 番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、回復途上にある在宅の精神障害者に対して、共同作業や機能訓練等の事業を行い、生活意欲の改善と社会的自立を図ることを目的とする。

熊本県公告第 321 号

八代市ほか 13 市町村における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第 4 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 4 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認証年月日
八代市	平成 16 年度から 平成 17 年度まで	昭和同仁町の一部	地籍図 ・地籍簿	平成 18 年 4 月 11 日
水俣市	平成 16 年度から 平成 17 年度まで	大字宝川内の一部		
水俣市	平成 16 年度から 平成 17 年度まで	大字市渡瀬の一部		
水俣市	平成 16 年度から 平成 17 年度まで	大字宝川内・市渡瀬の各一部		
水俣市	平成 16 年度から 平成 17 年度まで	大字薄原の一部		
水俣市	平成 16 年度から	大字葛渡の一部		

	平成 17 年度まで	
水俣市	平成 16 年度から 平成 17 年度まで	大字長崎の一部
山鹿市	平成 15 年度から 平成 17 年度まで	菊鹿町上内田・山内の各一部
天草市	平成 16 年度から 平成 17 年度まで	魚貫町の一部
菊池市	平成 16 年度から 平成 17 年度まで	隈府の一部
菊池市	平成 16 年度から 平成 17 年度	四町分の一部
菊池市	平成 15 年度から 平成 17 年度	旭志麓の一部
宇土市	平成 16 年度から 平成 17 年度	旭町の全部
宇土市	平成 16 年度から 平成 17 年度まで	下網田町・赤瀬町の各一部
宇城市	平成 16 年度から 平成 17 年度まで	三角町中村・波多の各一部
植木町	平成 15 年度から 平成 17 年度まで	大字豊田の一部
植木町	平成 15 年度から 平成 17 年度まで	大字豊岡の一部
小国町	平成 15 年度から 平成 17 年度まで	大字下城の一部
御船町	平成 16 年度から 平成 17 年度まで	大字高木・小坂の各一部
山都町	平成 16 年度から 平成 17 年度まで	大字新小の一部
芦北町	平成 15 年度から 平成 17 年度まで	大字大野の全部
水上村	平成 16 年度から 平成 17 年度	大字湯山の一部
山江村	平成 16 年度から 平成 17 年度	大字山田の一部

熊本県公告第 322 号

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 65 条第 2 項の規定による行政処分について、同法第 70 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 4 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 被処分者
商 号 株式会社コンサル
代表者氏名 代表取締役 森下 文博
事務所所在地 熊本県熊本市長嶺町 72 番 2 号
免許証番号 熊本県知事（3）第 3730 号
免許年月日 平成 14 年 10 月 25 日
- 2 処分年月日
平成 18 年 4 月 7 日
- 3 処分内容
業務の全部停止 2 週間
- 4 適用条項
宅地建物取引業法第 65 条第 2 項

熊本県公告第 323 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 4 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達役務名及び数量
熊本県工業技術センターインターネット接続サービス 一式
- (2) 調達役務の内容
入札説明書及び要求仕様書のとおり
- (3) 利用期間
平成 18 年 7 月 1 日から平成 21 年 6 月 30 日まで
- (4) 納入期限
平成 18 年 7 月 1 日 (土)
- (5) 納入場所
要求仕様書のとおり
- (6) 入札方法
ア 入札金額は、当該調達役務の利用期間 (3 年間) に係る総額とし、内訳 (初期費用、工事費用、月額回線料金等) を記載すること。
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得 (昭和 39 年熊本県告示第 420 号) の規定を準用する。
エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱 (平成 14 年熊本県告示第 516 号) による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
 - (2) 電気通信事業法 (昭和 59 年法律第 86 号) の規定に基づき、登録又は届出の手続を行っている電気通信事業者であること。
 - (3) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (5) 5 の (3) の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領 (平成 14 年熊本県告示第 811 号) による指名停止期間中でないこと。

3 競争入札参加資格確認申請書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間
平成 18 年 4 月 19 日 (水) から平成 18 年 4 月 26 日 (水) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (2) 提出場所
4 に記載のとおり
- (3) 提出方法
4 に記載の場所へ持参又は郵送 (書留郵便に限る。) により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。

4 契約条項を示す場所

熊本県工業技術センター企画調整課
郵便番号 862-0901 熊本市東町三丁目 11 番 38 号
電話 096-368-2101

5 入札手続等

- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び要求仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 18 年 4 月 19 日 (水) から平成 18 年 4 月 26 日 (水) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
イ 交付場所
4 に記載のとおり

- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時
平成 18 年 4 月 28 日 (金) 午後 1 時 30 分から
- イ 場所
熊本市東町三丁目 11 番 38 号
熊本県工業技術センター本館 2 階大会議室
- (4) 入札書の提出方法
5 の (3) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 18 年 4 月 27 日 (木) までに必着するよう郵送 (書留郵便に限る。) すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額 (当該調達役務の利用期間 (3 年間) に係る総額) の 100 分の 5 以上の金額を 5 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国 (公団を含む。) 又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ケ 2 以上の意思表示をした入札
- コ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
ただし、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とはならない場合がある。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
要
- イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額 (当該調達役務の利用期間 (3 年間) に係る総額) の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国 (公団を含む。) 又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって

締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 324 号

菊池市菊池市土地改良区理事長福村三男から平成 18 年 3 月 27 日付けで申請の定款変更については、平成 18 年 4 月 12 日付けで認可した。

平成 18 年 4 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 325 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営荒木浜地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 18 年 4 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営荒木浜地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 18 年 4 月 20 日から平成 18 年 5 月 22 日まで
- 3 縦覧場所
上天草市役所

登載依頼**熊本県教育委員会告示第 15 号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 18 年 4 月 19 日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

- 1 借入物品及び数量
 - (1) 教育用コンピュータ 439 セット
 - (2) その他周辺機器及びソフトウェア
- 2 入札参加資格
熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 14 年熊本県告示第 516 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2581（ダイヤルイン）
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 18 年 4 月 19 日（水）から平成 18 年 5 月 12 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 19 年 9 月 30 日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 19 年 7 月 1 日から平成 19 年 7 月 31 日まで行う。

熊本県教育委員会公告第 9 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 4 月 19 日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

1 競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量

ア 教育用コンピュータ 439 セット

イ その他周辺機器及びソフトウェア

(2) 借入物品の規格、品質等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 借入期間 平成 18 年 7 月 1 日から平成 23 年 6 月 30 日まで

(4) 納入期限 平成 18 年 6 月 30 日 (金)

(5) 納入場所 要求仕様書による。

(6) 入札方法

ア 入札金額は、賃借料 1 月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、60 月賃借料率で計算すること。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得 (昭和 39 年熊本県告示第 420 号) の規定を準用する。

エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱 (平成 14 年熊本県告示第 516 号) による審査のうえ、有資格者として営業種目リース・レンタル (取扱業種 OA 機器類) に登録された者であること。

(2) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

(3) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

(4) 5 の (4) のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領 (平成 14 年熊本県告示第 811 号) による指名停止期間中でないこと。

3 機能等証明書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、納入しようとする物品の機能等証明書を、次により提出し、承認を受けなければならない。

(1) 提出期間

平成 18 年 4 月 19 日 (水) から平成 18 年 5 月 19 日 (金) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

(2) 提出場所

4 に記載のとおり

(3) 提出方法

4 に記載の場所へ持参又は郵送 (書留郵便に限る。) により提出すること。

(4) 承認結果の通知

機能等証明書の承認結果は、文書により通知する。

4 契約条項を示す場所

熊本県教育庁教育政策課広報・情報班 (熊本県庁行政棟新館 7 階)

郵便番号 862-8609 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話番号 096-333-2674 (ダイヤルイン)

5 入札手続等

(1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

4 に記載のとおり

(2) 入札説明書及び要求仕様書の交付期間及び場所

ア 交付期間

平成 18 年 4 月 19 日 (水) から平成 18 年 5 月 17 日 (水) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

イ 交付場所

4 に記載のとおり

(3) 入札説明会の日時及び場所

- ア 日時 平成 18 年 4 月 28 日 (金) 午後 2 時
 イ 場所 熊本県庁新館 7 階教育委員会室
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
 ア 日時 平成 18 年 6 月 5 日 (月) 午後 2 時
 イ 場所 熊本県庁新館 8 階第 801 会議室
- (5) 入札書の提出方法
 5 の (4) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 18 年 6 月 2 日 (金) までに必着するように郵送 (書留郵便に限る。) すること。
- 6 その他
- (1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
 入札に参加しようとする者は、見積もった 1 月当たりの額に借入期間月数 (60 月) を乗じた額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の (4) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国 (公団を含む。) 又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
 エ 記名押印を欠く入札
 オ 金額を訂正した入札
 カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 キ 明らかに連合によると認められる入札
 ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
 ケ 2 以上の意思表示をした入札
 コ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格
 設定しない。
- (6) 契約の締結
 ア 契約書作成の要否
 要
 イ 契約の締結期限
 落札者決定の日から 14 日以内とする。
 ウ 落札者からの契約締結の申し出期限
 落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額 (1 月当たりの賃借料) に借入期間月数 (60 月) を乗じた額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
 ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国 (公団を含む。) 又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (8) その他詳細は、入札説明書による。
- (9) この調達は、世界貿易機構 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 Summary

- (1) Name and quantity of commodity
A set of personal computers for education
439 personal computers
peripheral equipments and softwares
- (2) Deadline to supply commodity
June 30,2006
- (3) Place to supply commodity
Shown in the bid explanation form
- (4) Date and place to submit bidding proposal
June 5,2006 2:00 p.m.
8th floor,801st conference room
New building
Prefectural Office of Kumamoto
- (5) Deadline to submit bidding proposal by mail
June 2,2006
- (6) Language and currency to be used for bidding
Japanese language and currency only
- (7) Name of the department in charge of this bidding contract
Educational Policy Division
Board of Education
Prefectural Office of Kumamoto
6-18-1 Suizenji,Kumamoto City,
Kumamoto Prefecture,862-8609 Japan
Phone:096-333-2674

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 4 月 19 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第 24 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年熊本県人事委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表本庁の表知事部局の項中

「
 理事 部長 局長 医監 総括審議員 部次長 局次長 危機管理監 総室長 首席審議員 課長 総室次長 審議員 情報企画監 室長 センター長 課長補佐
 各部（局）筆頭課の庶務担当の主幹又は係長 秘書課の知事秘書担当及び副知事秘書担当の主幹及び参事 人事課の主幹（庶務担当の主幹を除く。）、参事（人事、給与、服務又は職員団体の担当の参事に限る。）並びに主任主事及び主事（人事、給与、服務又は職員団体に関する事務を行う者に限る。）
 行政経営課の主幹及び参事 私学文書課法制室の主幹及び参事 財政課の主幹及び参事 管財課の県庁舎管理担当の主幹又は係長
 」

を

「
 理事 部長 局長 医監 総括審議員 部次長 局次長 危機管理監 総室長 川辺川ダム対策監 首席審議員 課長 副総室長 政策調整監 地域政策監 医療政策監 環境政策監 労働雇用政策監 農林水産政策監 家畜衛生対策監 営繕専門監 審議員 情報企画監 室長 センター長 課長補佐
 各部（局）筆頭課の庶務担当の主幹又は係長 秘書課の知事秘書担当及び副知事秘書担当の主幹及び参事 人事課の主幹（庶務担当の主幹を除く。）、参事（人事、給与、服務又は職員団体の担当の参事に限る。）並びに主任主事及び主事（人事、給与、服務又は職員団体に関する事務を行う者に限る。）
 行政経営課の主幹及び参事 私学文書課法制室の主幹及び参事 財政課の主幹及び参事 管財課の県庁舎管理担当の主幹又は係長
 」

に改め、同表教育

委員会事務局の項中

「教育長 総括教育審議員 教育次長 首席教育審議員 課長 政策調整審議員 教育審議員 課長補佐 教育政策課の主幹（人事、給与、サービス又は職員団体の担当の主幹に限る。）、参事（人事、給与、サービス又は職員団体の担当の参事に限る。）並びに主任主事及び主事（人事、給与、サービス又は職員団体に関する事務を行う者に限る。） 総務広報課の主幹（争訟又は法規審査の担当の主幹に限る。）、参事（争訟又は法規審査の担当の参事に限る。）並びに主任主事及び主事（争訟に関する事務を行う者に限る。） 学校人事課の人事及びサービス担当の主幹、給与係長、参事（人事、給与又はサービス担当の参事に限る。）並びに主任主事及び主事（人事、給与又はサービスに関する事務を行う者に限る。）

」を

「教育長 総括教育審議員 教育次長 首席教育審議員 課長 高校整備政策監 政策調整審議員 教育審議員 課長補佐 教育政策課の主幹（人事、給与、サービス、職員団体、争訟又は法規審査の担当の主幹に限る。）、参事（人事、給与、サービス、職員団体、争訟又は法規審査の担当の参事に限る。）並びに主任主事及び主事（人事、給与、サービス、職員団体又は争訟に関する事務を行う者に限る。） 学校人事課の人事及びサービス担当の主幹、給与係長、参事（人事、給与又はサービス担当の参事に限る。）並びに主任主事及び主事（人事、給与又はサービスに関する事務を行う者に限る。）

」に改め、別表出先

機関の表食肉衛生検査所の項の次に次のように加える。

環境センター	館長（常勤の者に限る。） 副館長
--------	------------------

別表出先機関の表くまもと県民交流館の項を削り、同表防災消防航空センターの項の次に次のように加える。

くまもと県民交流館	館長 審議員 副館長
-----------	------------

別表出先機関の表大阪事務所の項中「所長」を「所長 審議員」に改め、同表農業研究センターの項中「所長」を「所長 首席審議員」に改め、別表出先機関の表新幹線事務所の項中

「

新幹線事務所	所長 次長
--------	-------

」を

「

新幹線熊本事務所	所長 審議員 次長
----------	-----------

」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 4 月 19 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第 25 号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年熊本県人事委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表市町村の表中合志町及び西合志町の項を削り、同表阿蘇市の項の次に次のように加える。

合志市	議会事務局		局長 次長
	市長部局	本庁（会計課を含む。） 福祉事務所	部長 課長 室長 所長 課長
	教育委員会	事務局	局長 教育審議員 課長

	図書館 中学校 小学校	館長（常勤の者に限る。） 校長 教頭 校長 教頭
	選挙管理委員会事務局	局長
	監査委員事務局	局長
	農業委員会事務局	局長

別表一部事務組合の表中合志西合志下水道組合の項を削り、同表八代生活環境事務組合の項中「衛生センター所長」を「衛生センター所長 齋場長 総務課課長補佐」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

平成 18 年 3 月 27 日付け熊本県公告第 233 号（富合農業振興地域の区域の変更）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	欄	正	誤
12	変更前 地域の規模	1,575 ヘクタール	1,591 ヘクタール
12	変更後 地域の規模	1,518 ヘクタール	1,575 ヘクタール

